

三重県業務委託共通仕様書

平成27年11月制定

平成28年11月一部改正

平成29年11月一部改正

三 重 県

- (31) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32) 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (33) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (34) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (35) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (36) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に測量業務に着手し、発注者に届け出をしなければならない。この場合において、着手とは現場代理人等が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第5条 測量の基準

測量の基準は、第6条の業務の実施によるほかは、監督員の指示によるものとする。

第6条 業務の実施

- 1 測量業務は三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号及び平成28年国土交通省告示第565号により一部改正）を準用）、三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程を準用）（以下「規程」という。）により実施するものとし、港湾、漁港、漁場の測量業務のうち、第2編港湾・漁港編第3条1項で定める業務については、同条の規定によるものとする。

なお、林道事業については、第3編林道編の規定に、また、治山事業については、第4編治山編の規定によるものとする。

- 2 受注者は、主要な測量業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第7条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第30条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第31条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、測量業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第13条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第32条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

第33条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成29年3月31日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

第2編 港湾・漁港編

第1条 適用

本編は、第1編共通編で定める事項に加えて、港湾、漁港、漁場の測量業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

なお、漁場の測量業務については、水産庁漁港漁場整備部が発行する「漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載がある項目を優先する。

第2条 用語の定義

- 1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成29年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
- 2 港湾局仕様書を準用する場合においては、港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義のうち、第1編共通編第1章総則第2条で定義される用語と同一のものについては、第1編共通編第1章総則第2条の定義を適用する。
- 3 港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、第1編共通編第1章総則第2条における「監督員」の定義を適用する。
- 4 港湾局仕様書における用語のうち、「国土交通省公共測量作業規程」については、「三重県公共測量作業規程」に置き換えて適用する。

第3条 測量業務

- 1 下記の（1）から（4）の測量業務については、第1編共通編第1章総則第4条の規定に関わらず、港湾局仕様書の該当項目を三重県公共測量作業規程より優先して適用し、港湾局仕様書に定めのない細部の項目について三重県公共測量作業規程を適用するものとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| （1）深浅測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第1節 深浅測量を適用） |
| （2）水路測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第2節 水路測量を適用） |
| （3）汀線測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第3節 汀線測量を適用） |
| （4）地形測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第4節 地形測量を適用） |

- 2 その他の測量及び上記の測量の細部で港湾局仕様書に定めのない事項については、三重県公共測量作業規程に基づくものとする。

第3編 林道編

林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第2編 測量業務等標準仕様書第2章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

第4編 治山編

林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第2編 測量業務等標準仕様書第3章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県が土地等を取得、若しくは使用する（以下「取得等」という。）に当たり、又は工事の施工に起因する地盤変動に伴い生じた損害等に係る事務を処理する際に必要となる測量、調査及び補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 四 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 五 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 六 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 七 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 八 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 九 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に基づいて作成された書類をいう。
- 十 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表及び質問回答書をいう。
- 十一 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 十二 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十三 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十四 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等について示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。

- 十五 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十六 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十七 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十八 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。
- 二十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 二十一 「基準」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和42年7月10日監第743号）をいう。
- 二十二 「運用方針」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和51年9月10日用第276号）をいう。
- 二十三 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準細則への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。
- 二十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、**運用方針**等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、**水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害**による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、三重県**県土整備部**公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（調査対象物件の区分）

第4条 この仕様書における建物、建物以外の工作物（以下「工作物」という。）及び立竹木に係る調査対象物件は、次の各号に定める区分による。

- 一 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備(キュービクル式受変電設備を除く。))ソーラーパネル等発電設備等)
- (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調(冷暖房・換気)設備
- (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合はこの限りではない。

以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 根本周囲、幹廻り、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第21条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 **前条第2項により計測した**建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第22条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第23条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第

第5章 土地評価

(土地評価)

第51条 土地評価とは、取得等する土地(残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。)の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第52条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き三重県県土整備部損失補償取扱要領別記1土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第53条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)
- (6) 取引年月日、取引価格等

(7) 取引事例地の面地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分の1～500分の1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準法

格差認定基準表とは、土地価格基準表を適用するに当たり、土地価格基準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第54条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第1項第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第55条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第52条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第56条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第57条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第58条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第59条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第60条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成29年3月30日付け中部用対第54号（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、木造建物要領第23条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15付録別表第11の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
- 4 図面に表示する記号は、原則として別表第2による表示記号を用いるものとする。（以下第61条、第62条において同じ。）

(木造特殊建物)

第61条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析	3-25
第701条 目的	3-25
第702条 業務内容	3-25
第703条 成果物	3-26
第8章 物理探査	3-26
第1節 弾性波探査	3-26
第801条 目的	3-26
第802条 業務内容	3-26
第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）	3-27
第803条 目的	3-27
第804条 業務内容	3-27
第9章 地すべり調査	3-28
第901条 目的	3-28
第902条 計画準備	3-28
第903条 地下水調査	3-28
第904条 移動変形調査	3-29
第905条 雨量観測	3-29
第906条 解析	3-29
第907条 対策工法選定	3-30
第908条 報告書作成	3-30
第10章 地形・地表地質踏査	3-30
第1001条 目的	3-30
第1002条 業務内容	3-30
第1003条 成果物	3-31
第11章 土質試験	3-31
第1101条 試験方法	3-31
第1102条 成果物	3-31
第2編 治山編	3-32
第1章 地すべり調査	3-32
	(3-33～47欠頁)
別添資料 様式－1	3-48
様式－2	3-49
様式一覧表	3-50

務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第132条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

第133条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成29年3月31日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守

第2編 治山編

第1章 地すべり調査

林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第1編 地質・土質調査業務標準仕様書第6章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則については、三重県制定の「地質・土質調査業務共通仕様書」の第1編 共通編 第1章 総則を適用する。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

設計業務等共通仕様書

目 次

第1編 共通編	4-1
第1章 総 則	4-1
第1101条 適 用	4-1
第1102条 用語の定義	4-1
第1103条 受発注者の責務	4-3
第1104条 業務の着手	4-3
第1105条 設計図書を支給及び点検	4-3
第1106条 監督員	4-4
第1107条 管理技術者	4-4
第1108条 照査技術者及び照査の実施	4-4
第1109条 担当技術者	4-5
第1110条 提出書類	4-6
第1111条 打合せ等	4-6-2
第1112条 業務計画書	4-6-2
第1113条 資料の貸与及び返却	4-7
第1114条 関係官公庁への手続き等	4-7
第1115条 地元関係者との交渉等	4-7
第1116条 土地への立入り等	4-7
第1117条 成果物の提出	4-8
第1118条 関連法令及び条例の遵守	4-8
第1119条 検 査	4-8
第1120条 修 補	4-9
第1121条 条件変更等	4-9
第1122条 契約変更	4-9
第1123条 履行期間の変更	4-9
第1124条 一時中止	4-10
第1125条 発注者の賠償責任	4-10
第1126条 受注者の賠償責任	4-10
第1127条 部分使用	4-11
第1128条 再 委 託	4-11
第1129条 成果物の使用等	4-11
第1130条 守秘義務	4-11
第1131条 個人情報取扱	4-12
第1132条 安全等の確保	4-12

第1133条	臨機の措置	4-13
第1134条	履行報告	4-13
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	4-13
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	4-13
第2章	設計業務等一般	4-15
第1201条	使用する技術基準等	4-15
第1202条	現地踏査	4-15
第1203条	設計業務等の種類	4-15
第1204条	調査業務の内容	4-15
第1205条	計画業務の内容	4-15
第1206条	設計業務の内容	4-15
第1207条	調査業務の条件	4-16
第1208条	計画業務の条件	4-16
第1209条	設計業務の条件	4-16
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	4-17
第1211条	設計業務の成果	4-18
第1212条	環境配慮の条件	4-19
第1213条	維持管理への配慮	4-19
第1214条	生産性向上対策	4-19
第1215条	建設副産物対策	4-20
	主要技術基準及び参考図書	4-21
第2編	河川編	4-33
第1章	河川環境調査	4-33
第1節	河川環境調査の種類	4-33
第2101条	河川環境調査の種類	4-33
第2節	環境影響評価	4-33
第2102条	環境影響評価の区分	4-33
第2103条	計画段階配慮書(案)の作成	4-33
第2104条	方法書(案)の作成	4-34
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	4-35
第2106条	調査	4-36
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4-36
第2108条	準備書(案)の作成	4-37
第2109条	評価書(案)の作成	4-37
第2110条	評価書の補正等	4-38
第3節	河川水辺環境調査	4-38
第2111条	河川水辺環境調査の区分	4-38

第6715条	トンネル設備詳細設計	4-415
第6節	成果物	4-419
第6716条	成果物	4-419
第8章	橋梁設計	4-426
第1節	橋梁設計の種類	4-426
第6801条	橋梁設計の種類	4-426
第2節	橋梁設計	4-426
第6802条	橋梁設計の区分	4-426
第6803条	橋梁予備設計	4-426
第6804条	橋梁詳細設計	4-428
第3節	橋梁拡幅設計	4-430
第6805条	橋梁拡幅設計の区分	4-430
第6806条	橋梁拡幅予備設計	4-430
第6807条	橋梁拡幅詳細設計	4-432
第4節	橋梁補強設計	4-434
第6808条	橋梁補強設計の区分	4-434
第6809条	橋梁補強予備設計	4-434
第6810条	橋梁補強詳細設計	4-436
第5節	成果物	4-438
第6811条	成果物	4-438
第9章	道路施設点検	4-441
第1節	道路施設点検の種類	4-441
第6901条	道路施設点検の種類	4-441
第2節	道路防災カルテ点検	4-441
第6902条	道路防災カルテ点検	4-441
第3節	橋梁定期点検	4-441
第6903条	橋梁定期点検	4-441
第4節	成果物	4-441-3
第6904条	成果物	4-441-3
第7編	下水道編	4-442
第1章	下水道基本計画策定業務	4-442
第7101条	下水道基本計画策定業務	4-442
第2章	管路施設実施設計業務	4-442
第7201条	管路施設実施設計業務	4-442
第3章	管路施設耐震診断調査等業務	4-442
第7301条	管路施設耐震診断調査等業務	4-442
第4章	ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）	4-443
第7401条	ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）	4-443
第5章	ポンプ場・終末処理場実施設計業務	4-443
第7501条	ポンプ場・終末処理場実施設計業務	4-443
第6章	ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務	4-443-2
第7601条	ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務	4-443-2
第7章	ストックマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）	4-443-2
第7701条	ストックマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）	4-443-2

第6節	潜水探査	4-448
第8221条	潜水探査	4-448
第7節	水理模型実験	4-448
第8222条	水理模型実験	4-448
第3章	港湾、漁港等設計	4-448
第1節	港湾、漁港等設計の種類	4-448
第8301条	港湾、漁港等設計の種類	4-448
第2節	設計業務	4-448
第8302条	設計業務の種類	4-448
第8303条	予備・基本設計	4-448
第8304条	細部設計	4-449
第8305条	実施設計	4-449
第3節	港湾計画等調査業務	4-449
第8306条	港湾計画等調査業務の種類	4-449
第8307条	港湾計画調査	4-449
第8308条	環境影響評価調査	4-449
第4節	電算プログラム開発等業務	4-449
第8309条	電算プログラム開発等業務の種類	4-449
第8310条	電算プログラム開発改良	4-449
第8311条	電算計算	4-450
第5節	技術開発等業務	4-450
第8312条	技術開発等業務の種類	4-450
第8313条	技術開発	4-450
第8314条	調査	4-450
第4章	港湾業務における指定事項	4-450
第1節	適用範囲	4-450
第8401条	適用の範囲	4-450
第2節	指定事項	4-450
第8402条	使用する基準	4-450
第5章	漁港等業務における指定事項	4-451
第1節	適用範囲	4-451
第8501条	適用の範囲	4-451
第2節	指定事項	4-451
第8502条	使用する基準及び図書	4-451
第9編	林道編	4-452
第1章	林道設計	4-452
第2章	林道全体計画調査	4-452

第10編 治山編	4-467
第1章 治山設計業務	4-467
第2章 治山計画作成等業務	4-467
	(4-468～510欠頁)
第11編 農業農村整備編	4-511
第1章 重力式コンクリートダム設計業務	4-511
第2章 フィルダム設計業務	4-511
第3章 頭首工設計業務	4-511
第4章 溪流取水工設計業務	4-511
第5章 用排水機場工設計業務	4-511
第6章 水路工設計業務	4-511
第7章 ほ場整備工設計業務	4-511
第8章 畑地かんがい施設工設計業務	4-512
第9章 営農飲雑用水施設工設計業務	4-512
第10章 農道工設計業務	4-512
第11章 ため池改修	4-512
第12章 小水力発電所	4-512
設計業務の主要な区切り	4-513
様式一覧表	4-517

- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
- (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は業務の履行に必要な知識（同等の能力）と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。なお、設計図書で定めのある場合はこの限りではない。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
 - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
 - (7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。

- I 樋門・樋管詳細設計
- II 排水機場詳細設計
- III 築堤護岸詳細設計
- IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）
- V 橋梁詳細設計
- VI 山岳トンネル詳細設計
- VII 共同溝詳細設計
- VIII 仮設構造物詳細設計

- 3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1109 条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第 1110 条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。

(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第 1111 条 打合せ等

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

第 1112 条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) 使用する主な機器
 - (11) その他

※ 業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。

(2) 実施方針又は(11)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1136条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

し、監督員の承諾を得るものとする。

- 3 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書および第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
- 7 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物に集録されている構造物を採用するものについては、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
- 8 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
- 9 受注者は、設計に当たって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進、適正処理の視点を取り入れた設計を行うものとする。

また、建設副産物の検討結果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

- 10 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
- 11 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

- 12 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第1210条 調査業務及び計画業務の成果

- 1 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
- 2 受注者は、業務報告書の作成に当たって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・

第1212条 環境配慮の条件

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
2. 受注者は、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づき、物品使用の検討に当たっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。
3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

第1213条 維持管理への配慮

受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

第1214条 生産性向上対策

生産性向上対策の検討に当たり、生産性向上留意書を作成するものとする。

- (1) 予備設計時において、以下の対応を行うものとする。

（詳細設計時に検討すべき生産性向上提案）

当業務では、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行う。

なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（生産性向上の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、詳細設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

生産性向上留意書

予備設計の内容	詳細設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

- (2) 概略設計時において、以下の対応を行うものとする。

後段階で予備設計を行う概略設計業務の場合は、1)における「詳細設計」を「予備設計」に、「予備設計」を「概略設計」に読み替えて生産性向上留意書を作成する。

主要技術基準及び参考図書

H29.3現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準 [2009改訂版]	土 木 学 会	H21. 2
3	水理公式集 平成11年版	土 木 学 会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日 本 規 格 協 会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 平成21年改訂版	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 平成13年改訂版	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国 土 交 通 省	H29. 3
11	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21. 11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国 土 交 通 省	H28. 10
14	公共測量 作業規程の準則	国 土 交 通 省	H25. 3
15	公共測量 作業規程の準則 解説と運用	日 本 測 量 協 会	H24. 10
16	公共測量 作業規程の準則 解説と運用 (平成25年改正 追補版)	日 本 測 量 協 会	H26. 7
17	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省	H28. 3
18	農林水産省農村振興局測量作業規程	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H25. 4
19	三重県CALS電子納品運用マニュアル	三 重 県	H24. 7
20	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院	H19. 11
21	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国 土 地 理 院	H13. 5
22	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院	H26. 5
23	電子納品運用ガイドライン 【業務編】	国 土 交 通 省	H28. 3
24	電子納品運用ガイドライン 【測量編】	国 土 交 通 省	H28. 3
25	電子納品運用ガイドライン 【地質・土質調査編】	国 土 交 通 省	H28. 12
26	2012年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土 木 学 会	H25. 3
27	2014年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会	H27. 10
28	2013年制定コンクリート標準示方書【ガムコンクリート編】	土 木 学 会	H25. 10
29	2013年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準編および関連規準】 【JIS規格集】	土 木 学 会	H25. 11
30	2013年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土 木 学 会	H25. 10
31	2012年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土 木 学 会	H25. 3
32	2012年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土 木 学 会	H25. 3
33	土木設計業務等の電子納品要領	国 土 交 通 省	H28. 3
34	CAD製図基準	国 土 交 通 省	H29. 3
35	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国 土 交 通 省	H29. 3
36	デジタル写真管理情報基準	国 土 交 通 省	H28. 3
37	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
38	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 4
39	2006年制定トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説	土 木 学 会	H18. 7

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
40	2006年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土 木 学 会	H18. 7
41	2006年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土 木 学 会	H18. 7
42	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	S57. 3
43	地中構造物の建設に伴う近接施工指針 (改訂版)	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	H11. 2
44	日本下水道協会規格 (JSWAS) シールド工用標準セグメント (A-3, 4)	日 本 下 水 道 協 会	H13. 7
45	除雪・防雪ハンドブック (除雪編)、 (防雪編)	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H16.12
46	軟岩評価一調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
47	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	地 盤 工 学 会	H24. 5
48	グラウンドアンカー施工のための手引書	日 本 ア ン カ ー 協 会	H15. 5
49	ジェットグラウト工法技術資料	日 本 ジ ェ ッ ト グ ラ ウ ト 協 会	H23. 9
50	ジェットグラウト工法 (積算資料)	日 本 ジ ェ ッ ト グ ラ ウ ト 協 会	H23. 9
51	大深度土留め設計・施工指針 (案)	先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー	H 6.10
52	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建 設 省 土 木 研 究 所	H 4. 3
53	薬液注入工法の設計施工指針	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	平成元.6
54	薬液注入工法設計資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
55	薬液注入工積算資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
56	近接基礎設計施工要領 (案)	建 設 省 土 木 研 究 所	S58. 6
57	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日 本 火 災 報 知 器 工 業 会	H19. 7
58	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会	H26. 5
59	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置 2004年版	日 本 電 設 工 業 協 会	H16. 9
60	昇降機設計・施工上の指導指針	日 本 建 設 設 備 ・ 昇 降 機 セ ン タ ー	H 7. 8
61	日本建設機械要覧 2016年版	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H28. 3
62	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック (第3版)	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H13. 2
63	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H25.11
64	[新訂] 建設副産物適正処理推進要綱の解説	建 設 副 産 物 リ サ イ ク ル 広 報 推 進 会 議	H14.11
65	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行
66	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
67	基盤地図情報原形データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】 第2.1版	国 土 地 理 院	H21.10
68	地すべり観測便覧	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H24. 5
69	地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年度版)	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H19.11
70	猛禽類保護の進め方(特にイソシ・クマカ・オカカについて)	日 本 鳥 類 保 護 連 盟	H15. 7
71	環境省大気常時監視マニュアル第6版	環 境 省 水 ・ 大 気 環 境 局	H22. 3
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編	環 境 庁	H11. 6
73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編 (道路に関する地域)	環 境 庁	H12. 4
74	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 3.0	環 境 省 水 ・ 大 気 環 境 局	H23.10
75	改訂解説・工作物設置許可基準	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10.11
76	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国 土 地 理 院	H26. 4
77	基準点測量製品仕様書等サンプル	国 土 地 理 院	H26. 4
78	水準測量製品仕様書等サンプル	国 土 地 理 院	H26. 4

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
79	数値地形図製品仕様書等サンプル	国 土 地 理 院	H26. 4
80	撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）製品仕様書（案）	国 土 地 理 院	H26. 4
81	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国 土 地 理 院	H26. 4
82	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国 土 地 理 院	H26. 4
83	応用測量製品仕様書等サンプル	国 土 地 理 院	H26. 4
84	土木工事数量算出要領（案）	国 土 交 通 省	H25
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国 土 交 通 省	H25
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国 土 地 理 院	H24. 5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院	H26. 4
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院	H26. 4
89	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H25. 6
90	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省	H20. 4
91	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国 土 交 通 省	H21. 4
92	公共事業における色彩検討の手引き	中部地方整備局景観アドバイザー会議	H21. 3
93	三重県景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H19.12
94	三重県景観計画解説書	三 重 県 県 土 整 備 部	H19.12
95	三重県景観色彩ガイドライン	三 重 県 県 土 整 備 部	H20. 4
96	三重県公共事業等景観形成ガイドライン(案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H23. 3
97	熊野川流域景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H27. 1
98	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省	H27. 6
99	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国 土 交 通 省	H28. 3
100	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式定着工法技術検討委員会	H28. 7
[2] 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日 本 河 川 協 会	H 2. 4
2	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省	H26. 4
3	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国 土 交 通 省	H16. 3
4	建設省河川砂防技術基準(案) 設計編(Ⅰ・Ⅱ)	建 設 省	H 9.10
5	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国 土 交 通 省	H27. 3
6	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	H12. 1
7	河川土工マニュアル	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H21. 4
8	増補改訂（一部修正版） 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計事例	日 本 河 川 協 会	H19. 9
9	流域貯留施設等技術指針（案）－増補改訂版－	雨 水 貯 留 浸 透 技 術 協 会	H19. 4
10	柔構造樋門設計の手引き	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10.12
11	揚排水ポンプ設備技術基準	国 土 交 通 省	H26. 3
12	揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説	河 川 ポ ン プ 施 設 技 術 協 会	H27. 2
13	仮締切堤設置基準(案)	国 土 交 通 省 河 川 局 治 水 課	H22. 6
14	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H13. 5
15	堤防余盛基準について	建 設 省 河 川 局 治 水 課	S44. 1
16	水管橋設計基準	日 本 水 道 鋼 管 協 会	H11. 6
17	河川事業関係例規集	日 本 河 川 協 会	毎年発行
18	河川関係法令例規集(加除式)	第 1 法 規	—
19	護岸の力学的設計法 改訂	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H19.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
20	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
21	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10
22	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
23	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
24	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会	H14. 1
25	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
26	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
27	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4
28	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1
29	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3. 8
30	自然に配慮した川づくりの手引き(案)	三重県	H15. 10
31	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
32	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
33	河川の景観に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
34	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26. 3
35	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
36	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16. 3
37	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
38	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18. 3
39	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
40	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5
41	浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7
42	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26. 1
43	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23. 10
44	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4
45	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6
46	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3
47	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
48	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24. 10
49	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19. 5
50	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3. 1)	農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局	H28. 4
51	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11
52	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
53	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H16. 6
54	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
55	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
56	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1
57	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
58	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12. 1
59	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月
60	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16. 6
61	海岸における水防警報の手引き (案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3
62	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6
63	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26. 3
64	海岸施設設計便覧 (2000年版)	土 木 学 会	H12.11
65	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H 7. 4
66	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H3. 3
67	海岸保全施設構造例集	全 国 海 岸 協 会	S57. 3
68	ビーチ計画・設計マニュアル (改訂版)	日 本 マ リ ー ナ ビ ー チ 協 会	H17.10
69	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会	H19. 9
70	数字で見る港湾 2014	日 本 港 湾 協 会	H26. 7
71	港湾調査指針 (改訂)	日 本 港 湾 協 会	S62. 6
72	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
73	ジャケット式鋼製護岸設計指針 (案)	日 本 港 湾 協 会	S52. 3
74	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
75	漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版	全 国 漁 港 協 会	H 8. 9
76	漁港・漁場の施設の設計の手引 2003年版(上・下巻)	全 国 漁 港 漁 場 協 会	H15.10
77	砂防技術指針 (案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H22.12
78	砂防関係法令例規集	全 国 治 水 砂 防 協 会	H22. 5
79	砂防指定地実務ハンドブック	全 国 治 水 砂 防 協 会	H13. 2
80	溪流環境整備計画策定マニュアル (案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 6. 9
81	砂防における自然環境調査マニュアル (案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 1
82	改訂版 砂防設計公式集 (マニュアル)	全 国 治 水 砂 防 協 会	S59.10
83	鋼製砂防構造物設計便覧 (平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部	H19. 2
85	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編) 解説	国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H28. 4
86	土石流・流木対策設計技術指針解説	国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H19. 3
87	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
88	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26. 6
89	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H23.10
90	新・斜面崩壊防止の設計と実例 —急傾斜地崩壊防止工事技術指針—	全 国 治 水 砂 防 協 会	H19. 9
91	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H20. 5
92	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部	H20. 1
93	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
94	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
95	砂防関係施設点検要領 (案)	国 土 交 通 省 砂 防 部 保 全 課	H26. 9
96	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国 土 交 通 省	H28. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
97	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
98	土砂災害防止に関する基礎調査の手引き・運用マニュアル	三重県土整備部	H26. 4
99	土砂災害防止法に使用する数値地図ガイドライン(案)	砂防フロンティア整備推進機構	H27. 6
100	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27. 2
101	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17. 6
102	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17. 7
103	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4
104	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4
105	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3
106	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2
107	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4
108	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25. 1
109	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24. 6
110	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1
111	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
112	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
113	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7
114	集落雪崩対策工事技術指針	雪セクター	H 8. 2
115	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H 4. 4
116	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9
117	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
118	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
119	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
120	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28. 3
121	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10
122	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
123	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
124	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
125	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6
126	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27. 3
127	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
128	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
129	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
130	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1
131	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3
132	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15. 7
133	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
134	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6
135	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
136	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7
137	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 6
138	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
139	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4
140	原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－ －せん断試験法－ ー孔内差異化試験法－	土木学会	H12.12
141	軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～	土木学会	H 3.11
142	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	H26
143	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
144	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
145	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
146	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7
147	水門鉄管技術基準 ・ 第5回改訂版(水門扉編)－付解説－ ・ 第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・ 接合編)－付解説－ ・ FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
148	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3
149	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
[3] 道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60 .9
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	第7次改訂 道路技術基準通達集－基準の変遷と通達	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23. 8
6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査実施要領 交通調査編	国土交通省	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6
11	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25.12
12	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
13	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編 第3版	交通工学研究会	H19. 7
17	平面交差の計画と設計-応用編- 2007	交通工学研究会	H19.10
18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 3
21	道路環境影響評価の技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 2007改訂版	道路環境研究所	H19. 9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6
24	道路土工－盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
25	道路土工—軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）	日 本 道 路 協 会	H24. 8
26	道路土工—仮設構造物工指針	日 本 道 路 協 会	H11. 3
27	道路土工—擁壁工指針（平成24年度版）	日 本 道 路 協 会	H24. 7
28	道路土工—カルバート工指針（平成21年度版）	日 本 道 路 協 会	H22. 3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H26. 8
30	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H26. 8
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H25.12
32	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土 木 研 究 セ ン タ ー	H26. 9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル （鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成11年 改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ（陶管）道路埋設指針（平成11年 改訂）	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩 化 ビ ニ ル 管 継 手 協 会	H11. 3
37	プレキャストボックスカルバート道路埋設指針（改訂版）	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
38	のり砕工の設計・施工指針	全 国 特 定 法 面 保 護 協 会	H25.10
39	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編）	日 本 道 路 協 会	H24. 3
40	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編）	日 本 道 路 協 会	H24. 3
41	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）	日 本 道 路 協 会	H24. 3
42	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日 本 道 路 協 会	H24. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日 本 道 路 協 会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 4
46	道路橋耐風設計便覧	日 本 道 路 協 会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧（平成26年度改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 4
48	杭基礎施工便覧（平成26年度改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 4
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H 9.12
50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H24. 4
51	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S54. 1
52	コンクリート道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 6. 2
53	コンクリート道路橋施工便覧	日 本 道 路 協 会	H10. 1
54	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンク リートTげた道路橋設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H 4.10
55	道路橋支承標準設計（ゴム支承・ころがり支承編）	日 本 道 路 協 会	H 5. 4
56	道路橋支承標準設計（すべり支承編）	日 本 道 路 協 会	H 5. 5
57	道路橋伸縮装置便覧	日 本 道 路 協 会	S45.11
58	道路橋支承便覧	日 本 道 路 協 会	H16. 4
59	鋼道路橋防食便覧	日 本 道 路 協 会	H26. 3
60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日 本 道 路 協 会	H 2. 6
61	鋼橋の疲労	日 本 道 路 協 会	H 9. 5
62	道路橋補修便覧	日 本 道 路 協 会	S54. 2
63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
64	小規模吊橋指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 4
65	道路橋の塩害対策指針（案）・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 2

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
66	道路橋床版防水便覧	日 本 道 路 協 会	H19. 3
67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日 本 道 路 協 会	S62. 1
68	鋼構造架設設計施工指針〔2001年版〕	土 木 学 会	H14. 4
69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土 木 学 会	H 5. 3
70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土 木 学 会	H 5. 7
71	・橋の美 I－道路橋景観便覧 ・橋の美 II－道路橋景観便覧 ・橋の美 III－橋梁デザインノート	日 本 道 路 協 会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
72	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（平成20年改訂版）	日 本 道 路 協 会	H20.10
73	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日 本 道 路 協 会	H15.11
74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13.10
75	道路トンネル維持管理便覧	日 本 道 路 協 会	H 5.11
76	道路トンネル維持管理便覧【本土工編】（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 6
77	道路トンネル維持管理便覧【付帯施設編】（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H28.11
78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日 本 道 路 協 会	H21. 2
79	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会	H 8.10
80	シールドトンネル設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H21. 2
81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13. 9
82	舗装設計施工指針 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
83	排水性舗装技術指針（案）	日 本 道 路 協 会	H 8.11
84	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	日 本 道 路 協 会	H 2.11
85	アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H 4.12
86	舗装設計便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
87	舗装施工便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
88	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日 本 道 路 協 会	H 8.10
89	舗装再生便覧 平成22年版	日 本 道 路 協 会	H22.11
90	砂利道の歴青路面処理指針	日 本 ア ス フ ェ ル ト 協 会	S59. 9
91	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日 本 ア ス フ ェ ル ト 協 会	S61. 9
92	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 6
93	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 7
94	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S60. 9
95	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19. 3
96	道路設計要領	国 土 交 通 省 中 部 地 方 整 備 局	H20.12 H26. 3
97	設計要領第一集「舗装編」	N E X C O	H24. 7
98	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年度	公 共 建 築 協 会	H13. 4
99	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会	S37. 5
100	路上再生路盤工法技術指針（案）	日 本 道 路 協 会	S62. 1
101	路上表層再生工法技術指針（案）	日 本 道 路 協 会	S63.11
102	道路維持修繕要綱（改訂版）	日 本 道 路 協 会	S53. 7
103	舗装調査・試験法便覧（全4分冊）	日 本 道 路 協 会	H22. 1
104	道路震災対策便覧（震前対策編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H18. 9
105	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H19. 3
106	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日 本 道 路 協 会	H23. 1
107	落石対策便覧	日 本 道 路 協 会	H12. 6
108	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H27. 3
109	道路土工構造物技術基準	国 土 交 通 省	H27. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
110	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会	H 2. 5
111	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会	S61. 3
112	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領 (案)	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 6. 3
113	共同溝耐震設計要領 (案)	建 設 省 土 木 研 究 所	S59.10
114	キャブシステム技術マニュアル (案) 解説	開 発 問 題 研 究 所	H 5. 8
115	防護柵の設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 11
116	車両用防護柵標準仕様・同解説	日 本 道 路 協 会	H16. 3
117	道路標識設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S61. 1
118	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S59.10
119	道路照明施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H19.10
120	道路・トンネル照明器材仕様書	建 設 電 気 技 術 協 会	H28. 3
121	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
122	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会	S55.12
123	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S60. 9
124	道路標識ハンドブック (2012年版)	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25. 2
125	路面表示ハンドブック	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25
126	駐車場設計・施工指針 同解説	日 本 道 路 協 会	H 4.11
127	料金徴収施設設置基準 (案) ・同解説	日 本 道 路 協 会	H11. 9
128	道路のデザイン 道路デザイン指針 (案) とその解説	道 路 環 境 研 究 所	H17. 7
129	平成21年度道路環境センサ調査要領	道 路 局 地 方 道 環 境 課 、 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H21. 6
130	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	H19. 1
131	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
132	道路防災総点検要領 [地震]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
133	防災カルテ作成・運用要領	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8.12
134	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H19. 9
135	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H16. 3
136	橋梁定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H26. 6
137	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H16. 3
138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会	H24. 3
139	道路管理施設等設計指針 (案) 道路管理施設等設計要領 (案)	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H15. 7
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局	H25. 7
141	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国 土 交 通 省 都 市 局 ・ 道 路 局	H28. 3
142	ラウンドアバウトマニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H28. 4
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局	H28. 7
[4] 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会 (JEM) 規格	日 本 電 機 工 業 会	—
2	(解説) 電気設備に関するの技術基準 最終改正	経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院	H25.10
3	内線規程 JEAC 8001-2011	日 本 電 気 協 会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成28年版	国 土 交 通 省	H29. 3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	建 設 電 気 技 術 協 会	H25.11
6	建築設備設計基準 平成27年版	国 土 交 通 省	H27. 3
7	公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] 平成28年版	国 土 交 通 省	H28. 3
8	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成28年版	国 土 交 通 省	H28. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
9	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成28年版	国 土 交 通 省	H28. 3
10	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会	H28.10
11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会	H12. 3
12	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準 (案) ・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
15	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H26. 3
16	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H26. 3
17	電気通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H26. 3
18	雷害対策設計施工要領 (案) ・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H18.11
19	電気通信施設劣化診断要領・同解説 (電力設備編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H18.11
20	機械工事塗装要領 (案) ・同解説	国 土 交 通 省	H22. 3
〔5〕 土地改良関係			
1	土地改良事業計画設計基準・計画	農 業 農 村 工 学 会	—
2	土地改良事業計画設計基準・設計	農 業 農 村 工 学 会	—
3	土地改良事業計画指針	農 業 農 村 工 学 会	—
4	土地改良事業設計指針	農 業 農 村 工 学 会	—
5	よりよき設計シリーズ ここが知りたいQ&A	農業農村整備情報総合センター	H15. 3
6	頭首工の魚道	農 業 農 村 工 学 会	H26. 3
7	鋼構造計画設計技術指針 水門扉編	農 業 土 木 事 業 協 会	H21. 3
8	鋼構造計画設計技術指針 小型水門扉編 利用の手引き	農 業 土 木 事 業 協 会	H22. 3
9	鋼構造計画設計技術指針 小水力発電設備編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	S61. 4
10	鋼構造計画設計技術指針 除塵設備編	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 3
11	電気設備計画設計技術指針 高低圧編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H19. 3
12	電気設備計画設計技術指針 特別高圧編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H20. 3
13	ゴム布引製起伏堰施設技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H19. 3
14	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 3
15	バルブ設備計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H20. 3
16	農業用施設機械設備更新技術及び保全技術の手引き	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 6
17	建築設備耐震設計・施工指針 2014年版	日 本 建 築 セ ン タ ー	H26. 9
18	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公 共 建 築 協 会	H 8.11
19	水管理制御方式技術指針 計画設計編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H25. 3
20	農業農村整備事業計画作成便覧	地 球 社	H15. 8
21	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日 本 建 築 学 会	H22. 2
22	農業農村工学ハンドブック	農 業 農 村 工 学 会	H22. 8
23	施設機械工事等施工管理基準	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H19. 7
24	美の里づくりガイドライン	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H16. 8
25	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H19. 6
26	機械工事塗装要領 (案) ・同解説	国 土 交 通 省	H21. 3
〔6〕 下水道関係			
1	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国 土 開 発 技 術	—
2	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全 国 陶 管 工 業 組 合	—
3	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 協 会	—
4	下水道推進工法の指針と解説	日 本 下 水 道 協 会	H17. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日 本 下 水 道 協 会	H18. 8
6	下水道施設耐震計算例－管路施設編－	日 本 下 水 道 協 会	H13. 4
7	下水道施設耐震計算例－処理場ポンプ場編－	日 本 下 水 道 協 会	H14. 8
〔7〕 上水道関連			
1	水道施設設計指針(2012年版)	日 本 水 道 協 会	H24. 7
2	水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)	日 本 水 道 協 会	H21. 7
3	水道用プレストコンクリート管設計施工指針・解説 (1998年版)	日 本 水 道 協 会	H10
4	水道維持管理指針(2006年版)	日 本 水 道 協 会	H18. 7
5	水道用バルブハンドブック (1987年版)	日 本 水 道 協 会	S62. 4
6	〇〇年度版 水道事業実務必携	全 国 簡 易 水 道 協 議 会	毎年改訂
〔8〕 工業用水道関係			
1	工業用水道施設設計指針・解説(2004年版)	日 本 工 業 用 水 協 会	H16. 1
2	工業用水道維持管理指針(1993年版)	日 本 工 業 用 水 協 会	H 5.10
3	工業用水道工事設計標準歩掛表(H17年度)	日 本 工 業 用 水 協 会	H17. 6
〔9〕 治山林道関係			
1	治山林道必携・設計積算編	日 本 治 山 治 水 協 会	—
2	林道規程－運用と解説－	日 本 林 道 協 会	H23. 8
3	林道必携 (技術編)	日 本 林 道 協 会	H23. 8
4	民有林林道事業実施設計書作成基準	三 重 県	—
5	治山技術基準解説 総則・山地治山編	日 本 治 山 治 水 協 会	H21.10
6	治山技術基準解説 保安林整備編	日 本 治 山 治 水 協 会	H12. 7
7	治山技術基準解説 地すべり防止編	日 本 治 山 治 水 協 会	H25.10
8	治山技術基準解説 防災林造成編	日 本 治 山 治 水 協 会	H16.12
9	三重県治山事業設計基準	三 重 県	—
10	森林土木木製構造物施工マニュアル	林 野 庁	—
11	民有林補助治山事業全体計画作成等要領	林 野 庁	H14. 6

注意：最新版を使用するものとする。

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、**LP地盤高データ**、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。

(4) 氾濫形態と解析手法の検討

1) 災害特性調査

受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。

2) 氾濫形態の把握

受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。

3) 氾濫解析手法の選定

受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。

(5) 調査対象洪水の設定

1) 現況河道断面特性の把握

受注者は、定期横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。

2) 河道の流下能力の算定

受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

3) 計算対象洪水の設定

受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。

4) 検証対象洪水の選定

受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。

(6) 氾濫水理解析

1) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。

2) 氾濫水理モデルの作成

受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。

3) 氾濫水理モデルの検証

受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて**実績の浸水範囲等より**氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。

4) 氾濫計算

受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。

(7) 照査

第2104条第2項の(9)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

第2104条第2項の(10)に準ずるものとする。

3) 地盤処理工（置換基礎）の設計

受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。

4) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。**ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。**

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

④ 管理橋

管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計

受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用するべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- 1) 施工条件
- 2) 施工方法
- 3) 掘削計画
- 4) 工程計画
- 5) 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- 6) 工事機械、仮設備とその配置
- 7) 環境保全対策
- 8) 安全対策

(7) 施工計画（地盤処理工、置換基礎）

受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 照査

第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(9)に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(10)に準ずるものとする。

第 3 節 速度調査

第 6205 条 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 走行速度調査

(2) 旅行速度調査

第 6206 条 走行速度調査

1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

1) 受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

2) 受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督員の指示による以外は、大型車と小型車の 2 分類とする。

(4) 集計整理

受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

- (5) マスターファイル作成
第 6209 条路側 OD 調査第 2 項の(6)に準ずるものとする。
- (6) 照査
第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(9)に準ずるものとする。
- (7) 報告書作成
第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(10)に準ずるものとする。

第 5 節 交通渋滞調査

第 6211 条 交通渋滞調査

1. 業務目的
交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。
2. 業務内容
交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」(建設省土木研究所 H2. 2) (以下、渋滞調査マニュアル) に基づき、下記のとおりとする。
 - (1) 計画準備
第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(1)に準ずるものとする。
 - (2) 現地踏査
第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。
 - (3) 地点情報調査
受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。
 - (4) 交通量調査
受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。
 - 1) 交差点部 流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を 10 分間毎に観測を行う。
 - 2) 一般部 方向別・車線別・車種別の自動車交通量を 10 分間毎に観測を行う。
 - (5) 渋滞長調査
受注者は、交通流の待ち行列長を 10 分毎に 10m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。
 - (6) 渋滞区間通過時間調査
受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を 10 分毎に調査を行うものとする。
 - (7) 信号現示調査
受注者は、信号現示を流入方向別および監督員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式(定周期制御、感應制御)についても補助調査を行う。
 - (8) 渋滞原因調査
受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。
 - (9) 集計整理
受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。
 - (10) 照査
第 6103 条方法書(案)の作成第 2 項(9)に準ずるものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B)成果一式
- (2) 道路予備修正設計(B)成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等）

第 3 節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）

第 6409 条 歩道設計の区分

歩道設計は以下の区分により行うものとする。

1. 歩道詳細設計

第 6410 条 歩道詳細設計

1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。

(3) 平面設計

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検

第6902条 道路防災カルテ点検

1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「三重県橋梁点検要領（案）」及び「道路橋定期点検要領」（以下、「点検要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

第6903条 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

- 1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 業務内容 | ⑦ 仮設備計画 |
| ② 対象橋梁位置図 | ⑧ 使用建設機械 |
| ③ 現地踏査の調査記録 | ⑨ 安全管理計画（交通規制含む） |
| ④ 業務実施方針 | ⑩ 環境対策 |
| ⑤ 実施体制 | ⑪ 連絡体制（緊急時含む。） |
| ⑥ 実施工程表 | |

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

4) 橋梁点検員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(3) 関係機関協議

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成、協議するものとする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

- 2) 損傷程度の評価
点検対象橋梁について、点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。
- 3) 健全度評価
点検対象橋梁について、点検要領に基づき、健全度評価を行う。
- 4) 定期点検結果の記録
定期点検結果をもとに、点検要領に定める点検調書を作成するものとする。
- 5) 緊急対応が必要な場合の報告
点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(5) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果物

第6904条 成果物

受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。
- (2) 橋梁定期点検
定期点検における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第7編 下水道編

第1章 下水道基本計画策定業務

第7101条 下水道基本計画策定業務

本章は下水道事業基本計画策定に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 一設計委託編一」の下水道基本計画策定業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、下水道基本計画策定業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、下水道基本計画策定業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、下水道基本計画策定業務委託標準仕様書に準拠する。

第2章 管路施設実施設計業務

第7201条 管路施設実施設計業務

本章は**管路施設**の基本設計、詳細設計に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 一設計委託編一」の**管路施設**実施設計業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、**管路施設**実施設計業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、**管路施設**実施設計業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、**管路施設**実施設計業務委託標準仕様書に準拠する。

第3章 管路施設耐震診断調査等業務

第7301条 管路施設耐震診断調査等業務

本章は**管路施設**の耐震診断調査、耐震実施設計に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 一設計委託編一」の**管路施設耐震診断調査等業務**委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、管路施設耐震診断調査等業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、管路施設耐震診断調査等業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、管路施設耐震診断調査等業務委託標準仕様書に準拠する。

第4章 スtockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）

第7401条 Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）

本章は管路施設のStockマネジメント実施方針策定に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のStockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に準拠する。

第5章 ポンプ場・終末処理場実施設計業務

第7501条 ポンプ場・終末処理場実施設計業務

本章はポンプ場・終末処理場施設の基本設計、詳細設計に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のポンプ場・終末処理場実施設計業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、ポンプ場・終末処理場実施設計業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ポンプ場・終末処理場実施設計業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ポンプ場・終末処理場実施設計業務委託標準仕様書に準拠する。

第6章 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務

第7601条 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務

本章はポンプ場・終末処理場施設の耐震診断調査に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に準拠する。

第7章 スtockマネジメント実施方針策定業務

（ポンプ場・終末処理場）

第7701条 Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）

本章はポンプ場・終末処理場施設のStockマネジメント実施方針策定に適用する。

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のStockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に準拠する。

第8編 港湾・漁港編

第1章 港湾・漁港等設計業務等の総則

第1節 一般事項

第8101条 適用の範囲

本編第1章から第3章は、港湾、漁港・漁場（以下漁港等という）の調査業務、計画業務、設計業務に適用する。一般事項は本節の他、第1編共通編の項目を適用する。

第8102条 港湾局仕様書

- 1) 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成29年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
- 2) 港湾局仕様書を準用する場合には、港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義のうち、共通編第1102条で定義される用語で定義される用語と同一のものについては、共通編第1102条の定義を適用する。
- 3) 港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、それぞれ共通編第1106条における「監督員」の定義を適用する。
- 4) 港湾局仕様書第1編第1章1-7 担当技術者の項目で定める事項については共通編第1109条を優先する。

第8103条 基準面

調査、計画、設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによる。特記仕様書に定めのない場合は監督員の指示によるものとする。

第8104条 業務管理

業務管理については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-33を適用する。

第8105条 安全管理

安全管理については、本仕様書共通編第1章のほか、港湾局仕様書第1編第1章総則1-34を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。

第8106条 環境保全

環境保全については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-35を適用する。

第2節 例外事項

第8107条 港湾業務の例外

港湾の調査、計画、設計業務にのみ適用する項目については、第4章で定める。

第8108条 漁港等業務の例外

漁港等の調査、計画、設計業務にのみ適用する項目については、第5章で定める。

第2章 港湾、漁港等調査

第1節 港湾、漁港等調査の種類

第8201条 港湾、漁港等調査の種類

港湾・漁港等調査の種類は下記のとおりとする。

- (1) 環境調査
- (2) 環境生物調査
- (3) 気象・海象調査
- (4) 磁気探査
- (5) 潜水探査
- (6) 水理模型実験

第2節 環境調査

第8202条 環境調査の種類

環境調査の種類は下記のとおりとする。

- (1) 流況調査
- (2) 水質調査
- (3) 底質調査
- (4) 騒音調査
- (5) 振動調査

第6節 潜水探査

第8221条 潜水探査

港湾局仕様書第2編第6章第1節「潜水探査」に準ずるものとする。

第7節 水理模型実験

第8222条 水理模型実験

港湾局仕様書第2編第7章第1節「水理模型実験」に準ずるものとする。

第3章 港湾、漁港等設計

第1節 港湾、漁港等設計の種類

第8301条 港湾、漁港等設計の種類

港湾・漁港等設計の種類は下記のとおりとする。

- (1) 設計業務
- (2) 港湾計画等調査業務
- (3) 電算プログラム開発等業務
- (4) 技術開発等業務

第2節 設計業務

第8302条 設計業務の種類

設計業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 予備・基本設計
- (2) 細部設計
- (3) 実施設計

第8303条 予備・基本設計

港湾局仕様書第4編第1章第1節「予備・基本設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第1編第1111条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙

で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。

第8304条 細部設計

港湾局仕様書第4編第1章第2節「細部設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第1編第1111条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。

第8305条 実施設計

港湾局仕様書第4編第1章第3節「実施設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第1編第1111条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。

第3節 港湾計画等調査業務

第8306条 港湾計画等調査業務の種類

港湾計画等調査業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 港湾計画調査
- (2) 環境影響評価調査

第8307条 港湾計画調査

港湾局仕様書第4編第2章第1節「港湾計画調査」に準ずるものとする。

第8308条 環境影響評価調査

港湾局仕様書第4編第2章第2節「環境影響評価調査」に準ずるものとする。

第4節 電算プログラム開発等業務

第8309条 電算プログラム開発等業務の種類

電算プログラム開発等業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 電算プログラム開発改良
- (2) 電算計算

第8310条 電算プログラム開発改良

港湾局仕様書第4編第3章第1節「電算プログラム開発改良」に準ずるものとする。

第5章 漁港等業務における指定事項

第1節 適用範囲

第8501条 適用の範囲

本章の内容は、漁港等の調査業務、計画業務、設計業務にのみ適用し、港湾に関するこれらの業務には適用しない。

第2節 指定事項

第8502条 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「**漁港・漁場の施設の設計参考図書（公社）全国漁港漁場協会**」に準拠し、設計業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。
- (3) 受注者は、（1）及び（2）以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

第9編 林 道 編

第1章 林道設計

林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編 設計業務等標準仕様書第6章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編 共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

第2章 林道全体計画調査

林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編 設計業務等標準仕様書第7章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編 共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

第10編 治 山 編

第1章 治山設計業務

林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編 設計業務等標準仕様書第3章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編 共通編第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

第2章 治山計画作成等業務

林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編 設計業務等標準仕様書第4章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編 共通編第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。